

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月24日
【会社名】	株式会社L i s B
【英訳名】	L i s B Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 横井 太輔
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役CFOコーポレート本部長 北嶋 正樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区岩本町三丁目11番11号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長CEO 横井太輔及び当社取締役CF0コーポレート本部長 北嶋正樹は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社の計2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断した連結子会社については、全社的な内部統制の範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社の事業活動の成果や規模を計る指標として売上高が適切であると判断したため、各事業拠点の当連結会計年度の売上高を指標に、概ね2/3程度の割合を占める事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した事業拠点については、当社グループの主たる事業活動における収益獲得の特性を踏まえ、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、売上原価（人件費及び外注費）及びソフトウェアに至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽表示の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

上記の選定基準（売上高による定量的基準）には達しませんが、連結初年度であり、グループ管理体制の整備および財務報告の信頼性を確保する重要性が高いと判断し、連結子会社である株式会社システム・エムズを、個別に評価範囲に追加いたしました。同子会社については、全社的な内部統制および決算・財務報告プロセスを評価対象としています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。